

始良市農業委員会総会議事録（令和2年6月）

1. 開催日時 令和2年6月30日（火） 午後2時10分～午後4時まで
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（19人）

1番	小長野 誠	11番	堂前 澄男
2番	坂元 廣幸	12番	西 泰行
3番	本村 正一	13番	川島 兼次
4番	福森 徳昭	14番	内甕 達也
5番	牧野田 隆平	15番	平 富士夫
6番	杉尾 敏憲	16番	岩元 律子
7番	市蘭 由美子	17番	松元 信道
8番	白尾 親昭	18番	夏田 恒
9番	今村 逸子	19番	米迫 慎二
10番	野元 幸雄		

欠席委員なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（6人）

1番	内村 幸雄	7番	松永 政文
2番	宇都 和義	8番	松元 健一
3番	扇蘭 弘行	9番	池端 隆志
4番	柚木 利雄	10番	新屋敷 幸一
5番	大重 孝司	11番	中村 政芳
6番	上福元 克己	12番	柳迫 勝美

欠席委員 1番推進委員、2番推進委員、5番推進委員、6番推進委員、9番推進委員、12番推進委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6号 農地の利用目的変更願について
9. 議案第 7号 非農地証明願について

10. 議案第 8 号 農業振興地域整備計画の変更（除外、用途区分変更）について
11. 議案第 9 号 農地あっせん申出（売渡 希望）について
12. 議案第 10 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
13. 農地あっせんの経過報告
14. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
15. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
農地係長
農地係主任主査
農地係主査
振興係長
振興係主任主査

	<h2>始良市農業委員会総会議事録（令和2年6月）</h2> <p>（大会議室に農業委員全員着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p> <p>ただいまから、令和2年度第3回始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は<u>19名中、19名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p>
議 長	<p>————— 会務報告 —————</p>
議 長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明。</p>
議 長	<p>————— 議事録署名委員の指名 —————</p>
議 長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>『異議なし』</p>
議 長	<p>それでは、7番農業委員、8番農業委員にお願いいたします。</p>
議 長	<p>————— 会議書記の指名 —————</p>
議 長	<p>つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇振興係長と〇〇農地係長を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただきます。</p>

	<p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第 1 号 —————</p>
	<p>それでは、日程第 3、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 1 番から 2 6 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は 6 月 3 0 日、契約の始期は 7 月 1 日をそれぞれ予定しております。 契約年数につきましては、2 年間が 1 件、3 年間が 3 件、5 年間が 1 0 件、1 0 年間が 1 2 件で、合計 2 6 件となっております。面積につきましては、合計 5 1, 2 2 8 m²となっております。 農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 6 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。 なお、総会資料の 5 ページの 2 2 番が 1 5 番農業委員、5 ページから 6 ページ、2 3 番から 2 4 番までが 1 6 番農業委員、2 5 番が 4 番農業委員、2 6 番が 1 9 番農業委員の関連する議案となっております。 こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしく願いいたします。 以上、第 1 号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1 番から 2 1 番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 2 1 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>

議 長	賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について1番から21番までについては、原案のとおり決定いたしました。
	なお、議案第1号22番から26番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。
	22番の関係者、15番農業委員の退席をお願いします。
	委 員 （15番農業委員退席）
議 長	それでは、22番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員 「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 22番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、22番については原案のとおり決定いたしました。
	15番農業委員は着席してください。
	委 員 （15番農業委員着席）
議 長	次に、23番から24番の関係者、16番農業委員の退席をお願いします。
	委 員 （16番農業委員退席）
議 長	それでは、23番から24番について一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員 「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 23番から24番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、23番から24番については原案のとおり決定いたしました。
	16番農業委員は着席してください。

議 長	委 員	(16番農業委員着席)
		次に、25番の関係者、4番農業委員の退席をお願いします。
議 長	委 員	(4番農業委員退席)
		それでは、25番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」
		それでは、お諮りいたします。議案第1号 25番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	[賛成多数]
		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、25番については原案のとおり決定いたしました。 4番農業委員は着席してください。
議 長	委 員	(4番農業委員着席)
		次に、26番につきましては、議事制限に私が関係しておりますので、会長職務代理者の18番農業委員に議長を交代します。
	委 員	(会長退席)
	委 員	(会長代理 議長席に着席)
議 長		それでは、26番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」
		それでは、お諮りいたします。議案第1号 26番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	[賛成多数]
		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、26番については原案のとおり決定いたしました。 このあとは、会長に議長をお返しします。

委員	(会長代理 議長席から退席)
委員	(会長 議長席に着席)
	<p>—————</p> <p>議案第2号</p> <p>—————</p>
議長	<p>次に、日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から5番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号 農地法3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、7ページから8ページでございます。今月の申請件数は、5件となっております。</p> <p>先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから4ページに調査書がございますので、ご審議の参考として下さい。</p> <p>それでは、1番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 上名在住の〇〇。譲渡人 同じく上名在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、上名字木ノ下〇〇番 田、1筆の440㎡となります。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、11番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。11番農業委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和2年6月21日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地の農地の近くを譲受人が耕作していたこともあり、売買となっております。労働力・機械等は問題ありません。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上、1番の報告を終わります。</p>
議長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 上名在住の〇〇。譲渡人 同じく上名在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、上名字比良〇〇番 田、字比良〇〇番 田、2筆の1,930㎡となります。</p> <p>以上で、2番の説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明の2番に関連して、11番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。11番農業委員です。</p> <p>令和2年6月21日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲渡人は、自動車整備会社を運営していましたが、工場をやめて、大阪に行くことになったため、以前から申請地を借りていた譲受人が買うことになりました。労働力・機械等は問題ありません。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまので、許可相当と思われま。</p> <p>以上で、2番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、3番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 同じく東餅田在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、船津字外園〇〇番〇 田、1筆の1, 616㎡となります。</p> <p>以上で3番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の3番に関連して、9番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。9番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>令和2年6月19日、譲受人と電話での聞き取り調査を行いました。譲受人と譲渡人は親子関係で、贈与での所有権移転となります。譲受人である息子が引き続き耕作することになったとのこと。申請地は、船津温泉、春花団地の近くの基盤整備済みの田んぼになります。機械、労働力ともに問題ないです。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまので、許可相当と思われま。</p> <p>以上で、3番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、4番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 加治木町木田在住の〇〇。譲渡人 同じく加治木町木田在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字古川〇〇番〇 田、1筆の86㎡となります。こちらは、議案第6号の2番に関連があります。</p> <p>以上で、4番の説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明の4番に関連して、8番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。8番農業委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>令和2年6月13日、譲受人の代理人の司法書士〇〇氏から、申請地において聞き取り調査を行い、申請地を調査いたしました。調査の結果、申請地は市道に接し、道路から低い角地で、約1m程の盛土がなされていました。表面は、黒土で整備がなされていました。農地取得後は、野菜をつくるということで、労働力は主に1人で、必要な農機具についてはリースで対応するとのことでした。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、4番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、5番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>総会資料は8ページです。</p> <p>譲受人 永瀬在住の〇〇。譲渡人 蒲生町下久徳在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、住吉字元日田〇〇番 田、1筆の913㎡となります。</p> <p>以上で、5番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の5番に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。10番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>令和2年6月15日、譲受人宅を訪問して、聞き取り調査をいたしました。譲受人は、〇〇造園の社長で、2年前に企業参入されました。現在は、3町5反耕作していますが、30町歩を目指しているとのことでした。申請地は、現在田植えも終わっております。機械力は、乾燥機、トラクター、軽自動車を所有しておりますが、他の機械はリースで対応するとのことでした。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、5番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番について一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から5番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から5番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第3号 —————</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、日程第5 議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について、ご説明します。総会資料は、9ページです。今月の件数につきましては、1件です。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、変更前が東京都江藤区の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇、変更後が鹿児島市在住の〇〇。土地の所在が松原町1丁目〇〇番〇 畑、1筆の286㎡です。当初の転用目的は宅地造成で、平成28年3月25日に5条許可がなされています。変更後の目的は、一般住宅で、自己住宅を建築したいとのことです。こちらは、議案第5号の14番と関連があります。</p> <p>以上で、議案第3号の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの事務局説明に関連して、10番農業委員に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての14番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。10番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から、南に約5mの位置です。被害防除現況としまして、東が宅地、西も宅地、南が畑、北が市道です。申請実現の確実性としまして、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、終わります。</p>

議 長	これより、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
<p>————— 議案第4号 —————</p>	
議 長	次に、日程第6 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は10ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字湯尻〇〇番〇 田、1筆の697㎡です。 申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、近隣商業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は土砂等仮置場で、理由といたしましては、自宅敷地改修のため、工事で生じる土砂・雑石を仮置きしたいとのごことでございます。敷地部分が崩れて危険なため、工事を進めているので始末書の提出がございました。こちらにつきましては、一時転用で、期間は令和5年6月30日までとなっております。 以上で、1番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の1番に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。11番推進委員です。報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、県警察学校から西に約350mの位置です。被害防除といたしまして、

	<p>現況が、東が市道、西が畑、南が里道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、現状のまま利用するため、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第5号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第7 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から17番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、11ページから15ページでございます。今月の申請件数につきましては、17件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人 加治木町小山田の株式会社〇〇代表取締役〇〇。貸人 加治木町小山田在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町小山田字下赤谷〇〇番〇 田、1筆の合計面積が4,321㎡のうち1,803㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行はありませんが、農地の広がりには10ha以上の区域内の農地であり、農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由につきましては、事業拡大につき従業員駐車場及びお客様駐車場を確保するとのこととございます。こ</p>

<p>議 長</p>	<p>ちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。なお、こちらにつきましては、第1種農地ということで、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>4番推進委員です。調査報告を行います。</p> <p>農地区分は、第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、南原商店から、北に約250mの位置です。被害防除現況としまして、東が市道、西が県道、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人は、埼玉県鴻巣市在住の〇〇。貸人は、埼玉県上尾市在住の〇〇です。土地の所在は、平松字後迫〇〇番〇 畑、字後迫〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が241㎡です。都市計画区域内の用途が、第1種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 94.81㎡で、理由としましては、現在借家住まいで手狭なため、地理的利便性のよい申請地に自己住宅を建築したいとのございます。ちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>11番推進委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、重富保育所から、東に約80mの位置です。被害防除現況としまして、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が公衆道路です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で、報告を終わります。</p> <p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 大阪府大阪市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 寺師在住の〇〇です。土地の所在が、寺師字屏風迫〇〇番〇 畑、1筆の990㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電所で、理由のほうは、太陽光発電施設を設置して利用したいということでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付がされております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、9番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。9番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、寺師公民館から北西に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が畑と山林、西が市道、南も市道、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 蒲生町西浦在住の〇〇。譲渡人 鍋倉在住の〇〇です。土地の所在が、鍋倉字仮屋馬場〇〇番〇 畑、1筆の433㎡です。土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 81.56㎡で、理由としましては、現在借家で手狭なため、自己の住宅を建築したいとこのこととでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付がされております。こちらにつきましては、隣接地である〇〇番〇の一部 宅地 62.00㎡と一体利用となっております。全事業面積が495㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、9番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。9番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、帖佐小学校から西に約10mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が河川、南が宅地、北が畑と宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、5番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鹿屋市在住の〇〇。譲渡人 兵庫県加古川市在住の〇〇です。土地の所在は、松原町一丁目〇〇番〇 畑、1筆の239㎡です。都市計画区域内の用途が、第1種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 91.09㎡で、理由としましては、自己の住宅を建築したいということでございます。自己資金で対応し、こちらのほうは、区域外のため改良区のほうは、不要となっております。また、被害防除計画書の添付がされております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、10番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。10番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、松原地区公民館から北西に約30mの位置にございます。被害防除ですけれども、東が宅地、西が市道、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、6番につきまして、ご説明いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>譲受人 平松在住の〇〇。譲渡人 脇元在住の〇〇です。土地の所在が、池島町〇〇番〇 畑、785㎡のうち330㎡です。都市計画区域内の用途が、第1種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 60.45㎡で、理由としましては、現在借家住まいで手狭になったため、一般住宅を建築したいということでございます。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、10番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。10番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですけども、池島公園から東に約50mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が宅地、南が雑種地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、7番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、7番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 宮島町の株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 平松在住の〇〇です。土地の所在が、平松字中島〇〇番〇 田、字中島〇〇番〇 田、計2筆で合計面積が27.34㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第1種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、閑静な住宅地で生活するには最適と思われるため、宅地造成したいとのごことでございます。自己資金で対応しまして、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画も添付されております。こちらにつきましては、隣接地である〇〇番〇 宅地 1, 331.54㎡、〇〇番〇 宅地 122.56㎡、〇〇番〇 宅地 15.89㎡、〇〇番〇 用悪水路 3.00㎡、〇〇番〇 用悪水路 46㎡と一体利用となっており、全事業面積が1, 546.33㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>11番推進委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、山之口公民館から南東に約150mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が宅地、西も宅地、南が水路、北が宅地です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次の、8番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>それでは、8番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 宮島町の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在は、加治木町木田字岩下〇〇番〇 田、1筆の1, 191㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、商業地域であり条件が揃っているので、駐車場として造成したいということでございます。資金のほうは、自己資金で対応し、改良区のほうは、土地改良区の意見書がでございます。また、被害防除計画書も添付されてございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、11番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>はい。11番農業委員が、報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、錦江駅から南西に約300mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が宅地、西が国道、南が宅地、北が水路です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次の、9番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、9番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 南九州市の有限会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人 東餅田在住の〇〇です。土地の所在が、東餅田字高木〇〇番〇 田、1筆の865㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第1種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。</p>

<p>議 長</p>	<p>転用目的は共同住宅 1棟 207.70㎡で、理由のほうにつきましては、共同住宅の建築計画に至ったとのごとでございます。融資で対応しまして、改良区のほうは、土地改良区の意見書がございます。また、被害防除計画書も添付されてございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、12番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>12番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、市営高樋団地から、南西に約20mの位置です。被害防除現況ですが、東が川、西が市道、南が田、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、10番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、10番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町木田在住の〇〇。譲渡人 霧島市在住の〇〇他1名です。土地の所在は、加治木町木田字一丁田〇〇番〇 田、1筆の12㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第1種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地拡張で、理由につきましては、〇〇番〇の土地と交換の続きに至ったとのごとでございます。資金のほうは、交換のため不要で、改良区のほうは、土地改良区の意見書がございます。また、被害防除計画書の添付がされてございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、12番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>12番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、岩原公民館から北西に約250mの位置です。被害防除現況ですが、東が転用地、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、西側の宅地と一体利用のため、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>

議 長	次の、11番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、11番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町諏訪町の有限会社 代表取締役〇〇。譲渡人 霧島市在住の〇〇他1名です。土地の所在は、加治木町木田字一丁田〇〇番〇 田、1筆の941㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由につきましては、住宅用地に適しているとのことでございます。融資で対応し、改良区のほうは、土地改良区の意見書がございます。また、被害防除計画書の添付もあります。こちらにつきましては、隣接地である〇〇番〇 宅地 3.71㎡と一体利用となっており、全事業面積が944.71㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>4番推進委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、岩原公民館から北西に約250mの位置です。被害防除現況ですが、東が田、西が宅地、南が市道、北が農道です。申請実現の確実性ですが、融資証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	次の、12番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、12番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人 鹿児島市の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。貸人 蒲生町上久徳在住の〇〇。土地の所在が、蒲生町上久徳字梅ケ丸〇〇番〇 田、字梅ケ丸〇〇番〇 田、2筆の合計面積が2,085㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行はありませんが、農地の広がり10ha以上の区域内の農地であり、農用地区域内農地であります。転用目的は、鶏舎2棟で、理由につきましては、第一農場に近く、森林に囲まれ住宅に迷惑をかけないため、申請地に鶏舎を建築したいということでございます。にわとり1,000羽以上の経営のため、畜産環境保全意見書の提出もあります。なお、こちらにつきましては、農用地区域内農地ということで、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。また、議案第8号の2番とも関連がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの事務局説明に関連して、13番農業委員に、議案第8号、農業振興地域整備計画の変更（除外、用途区分変更）についての2番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。13番農業委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、農用地区域内農地であるが、用途区分変更後は農用地利用計画指定用途に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、川東いきいき交流センターから、北東に550mの位置です。被害防除現況は、東が市道、西が山林、南が田、北が原野です。申請実現の確実性は、自己資金及び融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項ですが、排水対策をすることとしております。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、13番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、13番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 蒲生町久未在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇。土地の所在が、蒲生町北字別納〇〇番〇 畑、1筆の372㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、貸駐車場・貸資材置場で、理由につきましては、会社の駐車場・資材置場が手狭になったため、貸駐車場・貸資材置場として利用したいということでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。こちらにつきましては、隣接地である〇〇番〇 宅地129.67㎡と一体利用となっており、全事業面積が501.67㎡となっております。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。7番推進委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、JA 蒲生選果場から、東に約100mの位置です。被害防除現況は、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が宅地と畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立</p>

<p>議 長</p>	<p>地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、終わります。</p> <p>ここで、しばらく休憩いたします。</p> <p>(休 憩)</p>
<p>議 長</p>	<p>休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。 次の、14番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、14番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 東京都江藤区の株式会社〇〇代表取締役〇〇。土地の所在が、松原町一丁目〇〇番〇 畑、1筆の286㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 104.26㎡で、理由につきましては、自己住宅を建築したいということでございます。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。こちらは、議案第3号の1番と関連があります。 以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>本案件につきましては、議案第3号の1番で、10番委員から報告済でありますので、補足説明については省略いたします。 次の、15番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、15番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市在住の〇〇他1名。譲渡人 宮島町在住の〇〇。土地の所在が、松原町二丁目〇〇番〇 畑、1筆の281㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 110.18㎡で、理由につきましては、自己住宅を建築したいということでございます。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。 以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、9番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。9番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありませんでした。申請地の位置は、</p>

<p>議 長</p>	<p>松原たいこ公園から、北西に約150mの位置です。被害防除現況は、東が宅地、西が市道、南が畑、北も畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の、16番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、16番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鹿児島市の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人 平松在住の〇〇。土地の所在が、平松字諏訪原〇〇番〇 畑、1筆の64㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地分譲で、隣接宅地と一体として宅地分譲したいということでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、始末書、被害防除計画書の添付があります。こちらにつきましては、隣接地である〇〇番〇 宅地239.62㎡と一体利用となっております、全事業面積が303.62㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、12番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>12番農業委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、森山公民館から、西に約80mの位置です。被害防除現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が墓地と宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、17番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、17番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 同じく西餅田在住の〇〇。土地の所在が、松原町一丁目〇〇番〇 畑、1筆の93㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 71.21㎡で、理由につきましては、自己住宅を建築したいということでございます。融資で対応し、改良区の</p>

議 長	<p>ほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。こちらにつきましては、隣接地である〇〇番〇 宅地 176.17㎡と一体利用となっており、全事業面積が269.17㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、10番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。10番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から、南に約70mの位置です。被害防除現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から17番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[挙 手]</p>
議 長	<p>8番推進委員。</p>
委 員	<p>8番推進委員です。</p> <p>5号の1番が、4,321㎡のうち1,803㎡、6番が785㎡のうち330㎡と表記されていますが、申請時に分筆の必要はないのでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局いかがですか。</p> <p>一部という表記の件ですが、申請時点でこの面積が確定できる測量図が添付されていれば、分筆の必要はありません。1番については賃借権で、10年経過したら返還することになりますので、特に分筆の必要はありません。</p>
議 長	<p>8番推進委員よろしいでしょうか。</p> <p>わかりました。</p>

議 長		ほかに何かありませんか
	委 員	[挙 手]
議 長		1 4 番農業委員。
	委 員	1 4 番農業委員です。 5号の2番と3番ですが、参考資料の被害防除計画書には高さ制限がありますが、現地調査報告書にはありません。現地調査で消えたのでしょうか。
議 長		事務局いかがですか。
	事務局	高さ制限については、日照等の問題に関係がありますが、現場でも違ってきますが、申請地の北側と西側に農地がない場合は、特に日照に問題がないということで、記載しておりません。
議 長		1 4 番農業委員よろしいでしょうか。
	委 員	現場を見ていないのでよくわかりませんが、5号の3番の北側は畑となっていますが。
議 長		事務局どうですか
	事務局	建物でありましたら記載するところですが、目的が太陽光発電ということで、高さも低いということで記入してありません。
議 長		1 4 番農業委員よろしいでしょうか。
	委 員	わかりました。
議 長		ほかに何かありませんか。
	委 員	[質疑・意見なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から17番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の

	<p>処分決定についての1番から17番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p> <p>なお、1番と12番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p style="text-align: center;">————— 議案第6号 —————</p> <p>次に、日程第8 議案第6号 農地の利用目的変更願についてを議題に供します。</p> <p>1番から2番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第6号 農地の利用目的変更願についてご説明いたします。総会資料は16ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。申請人は船津在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は蒲生町下久徳字柿内前〇〇番〇 田、1筆の611㎡です。申請地につきましては、土地改良事業はありませんが、農地の広がりには10ha以上ある農用地区域内の農地であるため、第1種農地と判断されます。変更後の使用目的は盛土をして畑で、理由としましては、自家消費用の野菜を栽培したいということでございます。また、被害防除計画の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。7番推進委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第1種農地です。申請地の位置ですが、蒲生高校から、南へ約550mの位置です。被害防除の現況ですが、東が市道、西が農機具倉庫、南が川、北が市道です。申請実現の確実性ですが、畑として営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、ありません。総合意見といたしましては、現地調査員としては、承認意見です。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは2番につきまして、ご説明いたします。申請人は加治木町木田在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は加治木町木田字古川〇〇番〇 田、1筆の86㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。変更後の使用目的は盛土をして</p>

議 長	<p>畑で、理由としましては、周囲が宅地化され、窪地になるため嵩上げして畑として利用したいということでございます。また、被害防除計画の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>4番推進委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地です。申請地の位置ですが、加治木中央交番から、西へ約20mの位置です。被害防除の現況ですが、東が市道、西が太陽光、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性ですが、畑への営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、ありません。総合意見といたしましては、現地調査員としては、承認意見です。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第6号 農地の利用目的変更願についての、1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号、農地の利用目的変更願についての1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第6号、農地の利用目的変更願についての1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第7号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第9 議案第7号、非農地証明願についてを議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号 非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は17ページでございます。今月の申請件数につきましては1件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。申請人は西餅田在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は、永瀬字屋根添〇〇番〇、</p>

<p>議 長</p>	<p>畑、1筆の177㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。現況は宅地で、祖父の時代の明治20年ごろから宅地の一部として利用されていたものであります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、11番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>11番農業委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地です。申請地の位置ですが、永瀬公民館から、西に約150mの位置にあります。周囲の現況が、東が宅地、西が畑、南が山林、北が宅地ということで、非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、宅地の一部となつてから約130年経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項につきましては、ございません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、議案第7号、非農地証明願についての1番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>「質疑・意見なし」</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第7号、非農地証明願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第7号、非農地証明願についての1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">議案第8号</p> <p>次に、日程第10 議案第8号、農業振興地域整備計画の変更（除外、用途区分変更）についてを議題に供します。</p> <p>1番から2番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第8号 農業振興地域整備計画の変更（除外、用途区分変更）について、ご説明いたします。総会資料は18ページでございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>ます。今月の申請件数につきましては、除外が1件、用途区分変更が1件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、平松在住の〇〇他1名、変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は、蒲生町下久徳字長迫〇〇番 田、1, 538㎡のうち562㎡です。変更前の用途区分は農地であり、変更後の用途は一般住宅であります。理由としましては、現在耕作放棄地であり、今後の耕作も困難なことから、除外することにより宅地として活用でき、地域の活性化につなげたいということでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい、7番推進委員です。それでは、調査報告をおこないます。</p> <p>農地区分につきましては、農用地区域内の農地です。申請の位置ですが、下久徳いきいき交流センターから、南に約200mの位置です。被害防除現況は、東が市道、西が田、南が宅地と市道、北が宅地と田です。申請実現の確実性ですが、融資証明もありますので、確実であります。条件および特記事項はございません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、鹿児島市の株式会社〇〇 代表取締役〇〇、変更区分は用途区分変更です。土地の所在は、蒲生町下久徳字長迫〇〇番〇 田、字長迫〇〇番〇 田で、2筆の合計面積が2,085㎡です。変更前の用途区分は農地であり、変更後の用途は農業用施設用地であります。理由としましては、黒さつま鶏を肥育するにあたり、1㎡あたり5羽肥育するうえで、900㎡程度の鶏舎が必要であるためということでございます。こちらにつきましては、議案第5号の12番と関連があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>本案件につきましては、議案第5号12番で、13番農業委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。</p> <p>それでは、議案第8号 農業振興地域整備計画の変更（除外、用途区分変更）の1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>「質疑・意見なし」</p>

議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第8号 農業振興地域整備計画の変更（除外、用途区分変更）の1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第8号 農業振興地域整備計画の変更（除外、用途区分変更）1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第9号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第11 議案第9号 農地あっせん申出（売渡 希望）についてを議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第9号 農地あっせん申出（売渡 希望）についてご説明申し上げます。総会資料は19ページです。今月の申請につきましては、売渡1件となっております。参考資料につきましては、95ページからになりますので、審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番を説明申し上げます。</p> <p>内容につきましては売渡です。土地の所在が、蒲生町久末字夏越田〇〇番〇 田、字夏越田〇〇番〇 田で、2筆の合計面積が937㎡です。申出人は、西餅田在住の〇〇です。現在の耕作者は、〇〇で令和2年12月31日までの使用貸借があります。売渡譲渡価格は、農業委員会に一任ということです。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第9号 農地あっせん申出（売渡 希望）の1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第7号 農地あっせん申出（売渡 希望）の1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第9号 農地あっせん申出（売渡 希望）の1</p>

議 長	<p>番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認された議案第9号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>地区委員の方々から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いづれでもよろしいです。</p>
委 員	<p>「意見なし」</p>
議 長	<p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第9号 農地あっせん申出（売渡 希望）についての、 1番については、7番農業委員、18番農業委員、 8番推進委員 に</p> <p>お願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>「はい」</p>
議 長	<p>それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。</p>
<p>————— 議案第10号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第12 議案第10号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。それでは、議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>本案件につきましては、議案第1号の、農用地利用集積計画（貸借）と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので、別議案として、上程いたしております。</p> <p>なお、それでは、総会資料の20ページを、お開きください。まず、今回の始期を令和2年7月1日として設定する募集期分について審議していただきます。まず、利用権を設定する再配分予定者の氏名、または、名称につきましては、22ページの各筆明細に記載してありますので、ご確認をお願いします。利用権設定を受ける者の氏名または名称については、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長 鎮寺 裕人 です。</p> <p>本案件は、利用権設定開始日を令和2年7月1日として、本市で配分計画案を作成。次に機構が配分計画を策定し、県に認可申請を行い、当該申請に基づいて県が再配分計画を認可した後に、本市農業委員会の決定を受け、市が公告することで効力が発生します。総会資料の21ページの借換区分別集計表をご覧ください。今回、中間管理機構を借主として、</p>

	<p>利用権の設定をしようとする者は、新規9件、AtoA 8件、載せ替え4件の全体で21件の、申請面積は、23,638㎡です。設定する権利別は、すべて賃貸借で、期間別もすべて10年となっております。</p> <p>今回の設定地域は、木津志地区、永瀬地区、住吉地区、蒲生町白男地区、蒲生町上久徳地区、蒲生町漆地区の6地区となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議の方よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それでは、利用権設定開始日 令和2年7月1日 各筆1番から21番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [挙 手]</p>
議 長	<p>1番農業委員。</p> <p>1番農業委員です。</p> <p>質問ではないですが、これは事務局へのお願いです。私の地元の案件が3件でていますが、10a当り5,500円となっております。基盤整備がされたところは、1万円から1万2千円となっております。農政課が決めた単価により、今後農地をあっせんするのに困っています。利用権の単価は、地域の実態に合わせて決めてもらうように、事務局から農政課に伝えてもらえないでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局 どうですか。</p>
	<p>事務局 要望であれば、早速農政課に相談します。</p>
議 長	<p>1番農業委員よろしいでしょうか。</p>
	<p>委員 はい。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ほかに何かありませんか。</p>
	<p>委員 「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和2年7月1日 各筆1番から21番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [賛成多数]</p>

議 長	<p>賛成多数により、議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和2年7月1日 各筆1番から21番までについて、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長 事務局	<p style="text-align: center;">————— 農地あっせんの経過報告 —————</p> <p>次に日程第13、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。</p> <p>それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。</p> <p>先月の総会終了後、農地のあっせん個別検討会を各地区で実施していただきましたが、その会議のなかで、5年以上経過した売渡希望、3年以上経過した貸付希望については、確認通知書を発送することとして、資料にあります受付簿より除外してあります。</p> <p>資料の1ページ5番の〇〇の売渡ですが、今月利用権を合意解約して、今月の議案10号の16番・17番で、中間管理事業で利用権設定がされました。2ページ14番の〇〇の貸付ですが、基盤整備事業の予定地区で、取り下げ予定です。担い手への集積が、ほ場整備事業の要件となっております。17番の〇〇の借受ですが、現在自宅より遠い耕作地を、他の農家に利用権を譲り、比較的自宅に近い西餅田・平松地区を希望したいとのことで、継続とします。18番の〇〇の借受ですが、現在耕作面積が91,993㎡あり、あと10,000㎡ほどあっせんしてほしいとのことで、継続とします。23番の〇〇の借受ですが、今月の利用権の設定で、3,330㎡借り受けられましたが、目標に足りませんので、継続といたします。4ページ37番の〇〇の借受ですが、まだ再任用で勤務されており、2番委員が今後対応されるということで除外します。38番の〇〇の借受ですが、今年1月に離農して会社勤めとなったため、取り下げを希望されたため、除外します。39番の〇〇の借受ですが、あっせんした農地を選び好みされるとのことでしたので、確認したところ、お茶の栽培不適地でない限り借受したいとのことで、継続とします。40番の〇〇の借受ですが、現在横川の自宅近くの畑を耕作しており、小山田の利用権を設定している農地については、除草して合意解約するとのことで、除外します。5ページの56番の〇〇の売渡ですが、来月あっせん会議の予定です。60番の養鶏業の〇〇の前代表〇〇の案件ですが、今月議案第5号の12番で、5条の賃貸借が申請されましたので、除外します。6ページの62番の〇〇の借受ですが、申請以来一度も連絡がつかないので、除外したいと思います。63番の〇〇の借受ですが、平成30年度のあっせん申出から、8反ほど耕作面積が増えており、この面積で1年から2年耕作して、まだ余裕がある時は再度申出をするということで、完了として除外します。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>

議 長		委員のみなさんから、何か報告等ございませんか。
	委 員	[質問・意見なし]
議 長		ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————		
議 長		次に日程第14、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。6月は6件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約6月分を、後ほどご確認ください。 以上で、報告を終わります。
議 長		ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございませんか。
	委 員	[質問・意見なし]
議 長		ないようですので、それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— その他 —————		
議 長		それでは日程第15、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		12番農業委員。
	委 員	12番農業委員です。 遊休農地対策グループからのお願いです。各担当地区で、この農地は守りたいという農地を明確にして、遊休農地が発生しそうな場所がありましたら是非教えてください。5番農業委員が加治木地区、6番農業委員が蒲生地区、14番農業委員が始良地区担当となっていますので、連絡していただきたいと思います。この問題は、われわれだけでは解決することはできませんので、よろしくお願いします。

議 長		委員のみなさん、協力してください。 ほかに何かありませんか。
	委 員	[発言なし]
議 長		ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全て終了しました。 事務局から何かありますか。
	事務局	○ 人・農地プランの担当地区について ○ 作業グループの担当地区について ○ 作業服について ○ 活動マニュアル等について
議 長		ほかにありませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		1 2 番農業委員。
	委 員	1 2 番農業委員です。 私の意見ですが、推進委員も総会に全員参加できないですか。全員参加することで、いろんな意見もでます。事務局いかがですか。
議 長		事務局どうですか。
	事務局	3月に推進委員の方に3年間での意見を頂いております。活動内容が農業委員と一緒にすること、報酬も違うため、4月から現地調査員以外は、総会の出席を任意とし、農業新聞の購読拡大では農業委員1人当たり2部を、推進委員は1部、非農地現地確認を除外することになりました。
議 長		1 2 番農業委員よろしいですか。
	委 員	農業委員も頑張ります。推進委員も一緒に活動しないと、会長が言われる日本一の農業委員会にはなれません。
議 長		貴重なご意見ありがとうございます。一部の推進委員と協議しまして、今説明のありました妥協点となりました。そのあたりをご了承ください。 ほかに何かありませんか。
	委 員	[発言なし]

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____